

# 消防計画・防災計画

令和6年度

江戸川区立清新第二中学校

## 第1章 総 則

### 第1節 目 的

#### (目的)

第1条 この計画は、清新第二中学校の防火管理業務について必要な事項を定め、火災・震災  
・その他の災害の予防及び生徒の人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

### 第2節 防火管理者の権限及び計画の適用範囲

#### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は本校に勤務する職員及び登校する生徒、その他出入りするすべての者に適用するものとする。

#### (防火管理者及び事務局)

第3条 防火管理者は、副校長とし、事務局を事務担当係におき、この計画のすべての事務を行うものとする。

#### (防火管理者の権限及び業務)

第4条 防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (3) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (4) 消防設備等の点検整備の実施及び不備欠陥事項の改修促進
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (6) 増改築、修繕、模様替え等の工事時における火災予防上の措置
- (7) 生徒職員に関する防災教育及び各種訓練の年度計画の作成とその実施指導
- (8) 校長に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務
- (9) 収容人員の管理

#### (消防機関への報告、連絡)

第5条 防火管理者は、次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出（改正の都度）
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- (5) その他法令に基づく諸手続き

### 第3節 防火管理委員会

第6条 防火管理業務の適正な運営を図るため、校長を委員長、防火管理者を副委員長、事務責任者、校務分掌各責任者、各学年責任者その他担当する諸責任者を委員として、防火管理委員会を別表1のとおりに設置する。

#### (委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときを開催する。

(審議事項)

第8条 防火管理委員会は、次の基本的事項について審議する。

- (1) 消防計画の樹立及び変更に関すること
- (2) 生徒の人命安全に関すること。
- (3) 校舎及び消防用設備
- (4) 予防管理組織及び自衛消防組織の編成に関すること
- (5) 消火、通報及び避難訓練に関すること。
- (6) 地震対策に関すること。
- (7) 防災教育とその実施方法に関すること。
- (8) その他防災管理に関すること。

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

(予防管理組織)

第9条 予防管理組織は、火災予防のための組織と、自主点検、検査を実施するための組織とする。

(火災予防のための組織)

第10条 火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため防火管理者のもとに、各階及び特別校舎（体育館等）ごとに防火担当責任者を、各普通教室及び特別教室ごとに火元責任者をおくものとし、別表2のとおり定める。

(自主点検検査の組織と基準)

第11条 自主点検検査実施のための組織は、消防用設備等及び建物、火気使用設備器具、電気設備等について適正な機能を維持するため、定期に検査を実施するものとし、その組織と基準を別表3の通り定める。

(防火担当責任者の業務)

第12条 防火責任者（火元責任者）は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気使用器具、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理。
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認。
- (4) 防火責任者の補佐

(日直の業務)

第13条 日直は、校内を定時に巡回し、火災防止上の安全を確認するとともにその結果を日直日誌に記録し、報告するものとする。

第2節 火災予防措置

(火気等の使用制限)

第14条 防災管理者は、火災警報発令下またはその他の事情により火災発生の危険や人命安全上必要があると認めた場合は、その旨校内全域に伝達し、火気の使用制限及び危険な場所への立入りを禁止するものとする。

(火災予防上の遵守事項)

第15条 火気等を使用するものは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用器具は、指定された場所以外では使用しないこと。
- (2) 火気使用器具は、使用前必ず点検し安全を確かめて使用すること。また、使用後は必ず安全措置を講ずるものとする。

- (3) 火気使用器具の周囲は常に整理整頓し、可燃物等を置かないこと。特に冬季に各教室において暖房器具（FFガスストーブ、エアコン等）を使用する場合は、生徒に対し「暖房器具使用時のきまり」を遵守させる。
- (4) 火気使用器具を使用する場合は、消火用水または消火器を用意すること。

(臨時の火気使用等)

第16条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき。
- (2) 各種火気使用器具を設置または変更するとき。
- (3) カーテン、ブラインド及び暗幕の設置または交換するとき。
- (4) 鍵の管理方法や施錠位置を変更するとき。
- (5) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき。
- (6) 危険物を貯蔵、取扱い、または種類・数量を変更するとき。
- (7) 改装、模様替え等を行うとき。

(施設に対する遵守事項)

第17条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

1. 避難口・廊下・階段・避難経路その他避難のために使用する避難施設
  - (1) 避難の妨害となる施設を設け、または物品を置かないこと。
  - (2) 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
  - (3) 避難口などに設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。
2. 火災が発生したときの延焼を防止しまたは有効な消防活動を確保するための防火施設
  - (1) 防火戸は常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
  - (2) 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物品を置かないこと。
3. その他火災予防及び人命安全上必要な事項

(工事人等の遵守事項)

第18条 当校内で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事責任者は、工事に伴う作業計画を防火管理者に提供すること。
- (2) 生徒の安全を確保するため工事を行う区域への立入禁止措置を講じておくこと。
- (3) 消火器または消火用水を配置しておくこと。
- (4) 指定された場所以外で喫煙等を行わないこと。
- (5) 危険物を使用しての工事は、その都度防火管理者に報告すること。
- (6) 火気管理は、作業所ごとに責任者を指定して行うこと。

### 第3章 自衛消防活動対策

#### 第1節 自衛消防活動組織

##### (自衛消防隊の設置)

第19条 学校長を自衛消防隊長（以下「隊長」という）、防火管理者を副隊長として、別表4の通り自衛消防組織を編成する。

##### (隊長等の権限及び任務)

第20条 隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、その任務を行うものとする。副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行する。

- (1) 避難開始時期の決定及び避難状況の把握
- (2) 各種災害を判断し、自衛消防活動上必要な指揮、命令。
- (3) 消防隊との密接な連携

#### 第2節 自衛消防活動等

##### (自衛消防隊本部の設置及びその活動)

第21条 自衛消防隊本部は、正面玄関前または火災等の状況によっては、校庭の安全かつ生徒全体を把握できる校庭南側に本部を設置する。なお、自衛消防隊本部の構成員は、隊長、副隊長、指揮係とする。

自衛消防隊本部には、防火対象物維持台帳、危険物その他の設備等の関係資料及び在校者名簿等関係資料を準備する。

実態の把握と防御上の指揮命令、報告、連絡体制の確保に当たるとともに消防隊に対する情報提供体制も確保するものとする。

##### (避難経路図等)

第22条 隊長は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置位置図及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成して掲示し、隊員並びに生徒等すべてに周知徹底しなければならない。

##### (通報、連絡)

第23条 火災の場合の対応は、以下の通りとする。

1. 火災を発見した者は、職員室に通報するとともに周囲の室に連絡すること。
2. 職員室の連絡班員は、消防機関「119」へ「所在・名称・被害状況等」を通報するとともに、放送設備を活用し、次の放送文例により緊急放送を行う。
  - (1) 授業中の場合（主事室設置の非常放送設備）  
「ただ今、〇〇館〇〇階〇〇室より火災が発生しました。生徒は先生の指示にしたがって、全員校庭に避難しなさい。」
  - (2) 休憩中の場合（職員室設置の緊急放送）  
「ただ今、〇〇館〇〇階〇〇室より火災が発生しました。教室にいる者は、先生がすぐ行きますから、教室で静かに待ちなさい。体育館、特別教室などにいる者は、校庭に避難しなさい。」
3. 職員室の連絡班員は、消防機関へ通報されたかどうかを確認するとともに、火災の延焼状況や生徒の避難状況を逐次、自衛消防隊本部に通報すること。

##### (消防活動)

第24条 消火活動は、発見者の行う初期活動を含む。初期消火係員は、火災発生がわかつたら発災場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を使用し、延焼拡大防止を主眼とした消火活動を行うこと。

消防隊到着後は、消防隊に協力するとともに、警戒区域の設定及び自衛消防本部との連絡にあたること。

### (避難誘導)

第 25 条 避難誘導は、別表 の避難経路図により誘導すること。

- ・ 避難誘導員の部署は、各出入口、階段、避難器具設置場所とし、忘れ物等により再び入る者のないよう安全に避難させること。
- ・ 避難誘導にあっては、拡声器、メガホン等を有効に活用して避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し、火災発生階より上層階の者を最優先に避難させること。
- ・ 避難器具は地上との連携を図り、設定すること。
- ・ 避難終了後、すみやかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部に報告すること。

#### (1) 授業中校内で出火した場合

- ア 教科担任は、ただちに授業を中止し、校内緊急放送を静かに聞くように指示する。
- イ 避難及び避難経路は、原則として次による。
  - (ア) 校舎内より火災が発生した場合は、出火場所にかかるわらず全校生徒を校庭に避難させる。
    - (イ) 火災発生階より上層階の学級は、火災発生場所の反対側から避難させる。
    - (ウ) 火災発生階より下層階の学級は、屋内階段から避難する。この場合、上層階からの避難を優先させる。
    - エ ハンカチ等を口にあてるよう指示し、煙をすわないようにする。
    - オ 出席簿を持ち廊下に整列させた後校舎外へ避難誘導を行う。
    - カ 廊下、階段では、「おさない」「かけない」「しゃべらない」を励行させる。
    - カ 校舎外では、早足で行動し、集合位置に整列させ人員点呼を行うとともに自衛消防本部に報告する

#### (2) 休憩中校内で出火した場合

- ア 学級担任は、自教室に直行し、混乱を防止するとともに、出席簿を持ち、定められた避難経路により避難誘導を行う。
- イ 各階責任者は、校内の生徒が残留するおそれのある便所、特別教室、体育館等に直行し、生徒を集め安全に避難誘導を行う。
- ウ 校庭での人員点呼等は、授業中の活動に準じて行う。

#### (3) 授業中、隣接建物より出火した場合

- ア 教科担任は、火災発生を知ったら、窓を閉めカーテンを開けて、隊長の指示により校庭へ避難誘導する。
- イ 校庭の集合位置で人員点呼を行い、自衛消防本部に報告する。

### (防護安全措置)

第 26 条 防護安全・救助係員は、建物、火気使用設備及び高圧ガス等について安全措置を講ずるものとする。

- (1) 避難終了後の防火戸の閉鎖、防火シャッターの閉鎖
- (2) 給食室及び新館のガス栓の閉鎖、2階各教室の縦系列のガス栓の閉鎖、危険物等の安全な場所への移動
- (3) 暖房設備等の使用停止措置及び危険物施設の安全措置
- (4) その他防護上必要な措置

### (残留生徒の救出活動)

第 27 条 救助係員は、火災の発生を知ったら、同時に次の活動を行うものとする。

- (1) 生徒の避難開始と同時に担当区域を巡回し、残留者の有無を確認する。
- (2) 残留者がいた場合は、屋内階段等が使用可能なときは、階段を利用し、また、使用不可能な場合は、避難器具を操作して救出する。
- (3) 避難器具の使用にあたっては、地上の設定者を指定し、その者との連携を図りながら設定する。

(応急救護活動)

第28条 救護係員は、次の活動を行うものとする。

- (1) 必要に応じて臨時に救護所を確保する。
- (2) 負傷者の応急処置を行うとともに、学年・氏名・負傷程度等の必要事項を記録し、自衛消防隊本部に報告する。
- (3) 救急隊到着時は、救急隊と密接な連絡を取り、負傷者を速やかに搬送できるように努める。

(休日、夜間における活動体制)

第29条 休日、夜間の諸活動は、警備装置による警報等により、警備会社等から連絡を受けた場合は緊急連絡網で連絡をとり、教職員は至急現場に向かい、次の業務を行うものとする。

- (1) 消火器及び消火バケツ、消火栓等を利用し、初期消火活動を行う。
- (2) 火災の延焼状況により、当学校で定められた貴重品の搬出を行い、その管理にあたる。

(非常持出品)

第30条 非常持出品を以下にとし、持ち出せないことも考慮し、普段より整理し、耐火金庫に入れておく。

学校沿革誌	学校沿革誌資料	卒業証書台帳	辞令交付簿
指導要録	人事に関する綴り	転出入生徒名簿	防災計画
施設・設備台帳	周年行事	公務災害・交通災害関係	
生徒健康診断書・歯の検診票		職員健康診断書,	

(装備)

第31条 自衛消防隊の装備ならびにその管理と保管場所は次によるものとする。

(1) 装 備	装 備 機 材	個 数	備 考
	消 火 器	定位置	
	携帯用拡声器	3	
	警 笛	1	
	携帯用照明器具	1	

- (2) 装備器材の保管場所は、指定された場所とする。
- (3) 装備器材の維持管理は、副校長・事務主事中心に教職員に分担し、各教職員が當時使用できるよう点検整備しておくものとする。

## 第4章 震災対策

### 第1節 震災予防措置

(震災予防措置)

第32条 各自主点検検査班及び火元責任者は、地震による災害を予防するため第2章各節の点検検査と合わせて建物及び所施設等の点検を必要に応じて行うものとする。

2. 点検検査は、次の事項に留意し実施するものとする。

- (1) 建物及び建物に付属する工作物（スピーカー等）の倒壊、落下危険の有無
- (2) 戸棚、ロッカー、昇降口の靴箱等の転倒危険の有無
- (3) 高所に不安定な物品を置く場合の落下防止措置の確認
- (4) 窓ガラスのひび割れ等危険箇所の有無
- (5) 理科室の実験用器具、薬品による災害を防止するための措置の適否
- (6) 理科室の化学消火器及び乾燥砂の状況の適否

(地震後の安全措置)

第33条 各火元責任者は、担当区域内の生徒の安全と教室内の窓及び天井等の安全確認及び火気使用器具(FFガスストーブ等)の異常の有無を点検する。(被害をもたらせない地震の場合においても同様とする。)

2. 各点検検査班は、地震後校舎全般にわたり、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等について点検検査を実施し、異常の有無を防火管理者に報告する。
3. 防火管理者は、火気使用設備器具についての各報告に基づき安全を確認したうえで、使用供給の開始を指示する。

(震災に備えての準備品)

第34条 震災に備え、次の品目を持ち出せるように常に準備しておくものとする。

品 名	対 応 策	保管場所
※食糧・飲料水	○ 区教育委員会の指示に従う。	指定場所 ※
医薬品・担架	○ 保健室内の医薬品を活用する。	保 健 室
※毛 布	○ 非常用として活用する。	保 健 室 指定場所 ※
携帯用ラジオ トランシーバー	○ 震災用として常に使用できるように準備しておく。	職 員 室
校 旗・携帯用拡声器・警 笛		指 定 さ れ た 場 所
	○ 自衛消防隊用の装備器材を活用する。	

災害時備蓄物資（江戸川区役所）担当：災害対策課事業係 H26.3 確認（体育館1階倉庫）

品 名	数 量	形狀・寸法
クラッカー	30 箱 2,100 食	1箱 500×270×370mm 重量 11kg 1箱 70 食×30 箱=2,100 食
サバイバルフーズ	6 箱 (36 袋)	1箱 470×180×320 1箱 6 袋×6 箱=36 袋
毛 布	40 箱 400 枚	1箱 760×560×380mm 重量 20kg 1箱 10 枚×40 箱=400 枚
カーペット	2 箱 30 枚	1箱 925×470×505mm 1箱 15 枚×2 箱=30 枚
ブルーシート	5 束 50 枚	1束 750×500×150mm 重量 12kg 1束 10 枚×5 束=50 枚
サージカルマスク	1 箱 2000 枚	1箱 520×390×350mm 1箱 2000 枚
粉ミルク	27 g 384 袋	1箱 415×313×134mm 1箱 16 袋×24 箱=384 袋
ミネラルウォーター	500ml 1 ペットボトル 192 本	1箱 430×285×230mm 1箱 24 本×8 箱=192 本
哺乳瓶	60 本 1 箱	450×304×378 mm

(生徒の地区名簿の作成)

第35条 防火管理者は、各担当教員により、震災時に生徒を家庭の地域に引率するため、地区名簿を作成させ、引率後の解散場所について明確にしておくものとする。

(避難場所の指定)

第36条 避難場所及び避難経路は、次の通り指定しておくものとする。

避 難 場 所	名称及び所在地	集結場所
第一次避難場所	校庭	校庭の安全な場所に指示で整列する。
第二次避難場所	清新・臨海地域全体	清新・臨海地域全体
第三次避難場所 (広域避難場所)	清新・臨海地域全体	清新・臨海地域全体
避 難 経 路	指示された経路に従うこと。	

## 第2節 地震時の活動

(地震時の活動)

第37条 地震時の活動は、第3章自衛消防活動によるほか次によるものとする。

(1) 授業中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教員の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末をするとともに、初動体制に必要な指示・命令を行う。	○地震発生と同時に生徒を机の下など身を隠させ本部からの指示を待つ。
第2次措置	○校舎及び周囲の状況を確認し、避難開始の指示を校内放送及び口頭で行う。	○教室内外の状況を確認し、避難の準備を行う。 ○屋外への避難命令を受けた場合は、生徒に防護措置をとらせ避難経路に従い避難開始する。
第3次措置	○避難終了の確認を行うとともに避難場所への動向を判断する。	○出席簿、地区名簿を携行し、校庭へ避難完了したならば人員点呼を行い異常の有無を本部へ報告する。

(2) 休憩中地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教員の基本行動
第1次措置	○火気使用器具の始末を行うとともに本部員以外の者は、校庭及び体育館・新館等に急行し、生徒の安全措置を講ずる。	○地震発生と同時に教室に直行し机の下に入るよう指示するとともに出口を確保する。 ○火気使用器具の始末をする。
第2次措置	○本部員は全生徒及び校舎の被害状況を把握するとともにその状況応じた必要な措置命令を行う。 ○本部員以外の者は、状況により生徒に教室に戻るようにあるいは、直接校庭に避難するよう指示する。	○地震終了後、混乱を鎮め、人員を確認し、教室にいない生徒を調べる。 ○生徒が全員教室に戻ったかどうか、戻らない生徒は誰か、また、負傷の有無を確認し、必要な措置を行う。 ○その後の行動について本部からの指示を待つ。
第3次措置	○授業中に準じて行う。	○授業中に準じて行う。

(3) 消火活動

- ア 学校内に火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたること。
- イ 学校内に火災がなく、その他の被害も少ない場合で周辺に火災が発生している場合は自衛消防隊長の命令により消火か協力するものとする。

(4) 情報収集活動

- ア 校内電話通信機器の試験を行うこと。
- イ 関係機関（消防署・都庁・区防災無線等）からの情報を積極的に収集し、連絡すること。
- ウ 屋上等に連絡班員を配置し、周辺火災の発生状況を把握し、風速・風向きによる飛び火危険の有無について状況の居住付近の近況を把握すること。

(避難行動)

第38条 避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 生徒が机の下に身を防いだ時点で、カバン等で頭の防護措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。
- (2) 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。
- (3) 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の閉鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。それ以外は第25条で定める別表の通りの経路に従い行うものとする。
- (4) 避難時における装備の携行者は次の通りとする。

装 備 名	携 行 者	用 途
本隊旗（校旗）	本部員・（生活指導部）	本部の印とする
トランシーバー	通報連絡係（生活指導部）	避難時の連絡用としてしよう
携帯用拡声器	学年主任	避難時の統率を図るために使用
トランジスターラジオ	本部員・通報連絡係	情報を収集するために使用
重要書類等	搬出（教務部）・事務主事	非常持出し品の搬送及び管理
担 架	応急救護（保健給食担当）	疾病者を搬送する
毛 布	応急救護（保健給食担当）	疾病者の救急用具として使用
医 薬 品	応急救護（保健給食担当）	応急手当用
飲料水・紙 等	栄養士、用務主事	避難場所で用いる

## 第5章 防災教育及び訓練

### 第1節 防災教育等

#### (防災教育の実施)

第39条 防火管理者は、教員に対する防災教育を次の基本的事項に基づき年度計画を作成するものとする。

- (1) 消防計画に定める遵守事項について
- (2) 生徒に対する防災教育及びその指導方法について
- (3) 火災及び地震等の災害時における任務及び責任について
- (4) その他火災予防上必要な事項について

2. 各教員は、生徒に対し次の基本的事項について防災教育を実施するよう努めなければならない。

- (1) 火災及び地震等に対する災害の基礎知識について
- (2) 地震の発生する要因について
- (3) 煙及びガス等の危険性について
- (4) 油類による火災発生の危険性について
- (5) 火災を予防するための基礎知識について
- (6) 避難方法及び避難訓練の重要性について
- (7) 学校周辺の地理的状況について
- (8) その他火災予防上必要な事項について

#### (防災思想の啓発)

第40条 防火管理者は、教員及び生徒の防災思想を高めるための次の事項を行うものとする。

- (1) 防災に関するポスター、パンフレット等の掲示
- (2) 学校便りを利用し、生徒及びその家族に対し学校における防火対策及び避難訓練等の結果について報知する。
- (3) 被害の発生しない地震であっても、その都度校内放送等を利用して防災意識の高揚を図る。
- (4) 消防署と連絡を図り、火災予防に対する円滑な推進を図る。

### 第2節 防災訓練

#### (防災訓練の実施)

第41条 防火管理者は、前40条の防災教育に関する年度計画と合わせて教員及び他の職員に対する各種訓練計画及び生徒の避難訓練等の実施時期、方法について具体的に作成するものとする。

#### (避難訓練時の基本行動)

第42条 訓練時の生徒がとる基本行動は次の通りとし、災害時には自然にその行動がとれるよう訓練及び日常のカリキュラムを通じ習熟を図るものとする。

災害種別等	生徒の基本行動
授業中校内火災	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 全ての行動をやめ、静かに放送を聞く。</li><li>2. 先生の指示を受けるまでは勝手な行動をしない。上履きはきちんと履く。</li><li>3. ハンカチを出し、静かにすばやく廊下に並ぶ。学用品は持たない。</li><li>4. 煙が出ている場合は、身を低くし、ハンカチを口にあて、煙を吸わないようにする。</li><li>5. 「おさない」「かけない」「しゃべらない」で行動し、特に階段においては前の生徒を押したりしない。</li><li>6. 校庭では、先生の持つ学級旗を先頭に早足で行進し、集合場所で整列し学級委員の人員点呼が終わったら、すぐ座り指示があるまで待つ。</li></ol>

休憩中校内火災	<p>1. 教室・廊下・特別教室・体育館にいる場合          ア 放送及び先生の指示をよく聞き、指示通り静かに行動する。          イ 廊下・便所等にいる生徒は、その場で先生の指示を待つ。          ウ 避難の途中で教室等に引き返さない。</p> <p>2. 校庭・プール等にいる場合は、放送及び先生の指示に従い、決められた集合位置に整列し、座って担任教員の来るのを静かに待つ。</p>
授業中地震発生	<p>1. あわてて外に飛び出したりせず、机の下に身を入れ頭を防護する。</p> <p>2. 先生の指示により、校庭に避難する場合は火災時の避難に準じて行う。</p> <p>3. 避難は落下物から身（頭）を守るためにカバン・本当を使用する。</p>

災害種別等	生徒の基本行動
休憩中地震発生	<p>1. 教室・廊下・特別教室等にいる場合          ア 教室にいる場合は、直ちに机の下に身を寄せる。          イ 廊下・体育館等にいる場合は、ガラス窓から離れ、廊下等の中央に身をふせ、先生の指示により教室や避難場所に向かう。          ウ 便所にいる場合は、ドアを開き、その場で地震が終了するのを待ち、先生の指示により教室や避難場所に向かう。</p> <p>2. 校舎等にいる場合          ア 校舎や塀から離れ、頭を守ってふせる。          イ 地震動がおさまりしだい、先生の指示に従い行動する。</p>

（消防機関への指導要請及び報告）

第43条 防火管理者は、避難訓練・自衛消防訓練を実施する場合は、事前に「自衛消防訓練通知書」により、葛西消防署に通知するとともに必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。（訓練結果の検討）

第44条 防火管理者は、避難訓練結果をまとめ防火管理委員会で検討を行い、その後の訓練に反映させるものとする。

## 第6章 その他の災害活動対策

### 第1節 水災時の活動

（水災時の措置）

第45条 防火管理者は、台風・集中豪雨等で被害が予想される場合は、次の措置を行うものとする。

- (1) 自主点検検査班をして、校内の異常の有無を点検させ補強等の安全措置を行う
- (2) 通知連絡係員をして、区役所及び防災機関から必要な情報の収集を行うとともに周囲の被害状況を確認する。

（緊急下校）

第46条 緊急下校は、別に定めるところにより行う。

（開放施設利用者への対応）

第47条 開放施設利用責任者に対し、施設使用申請時または必要に応じて、防火管理の上から消火栓、消火器の位置、非常口の箇所を周知させる。

非常時には、利用者は関係機関に通報し、指示に従って対応する。

## 付 則

この計画は、平成26年4月1日から施行する。

別表 1 防火管理委員会

委員名	職名	委員名	職名
委員長	校長	委員	3学年主任
副委員長	副校長	委員	特別支援学級主任
委員	教務主任	委員	保健主任
委員	生活指導主任	委員	進路指導主任
委員	1学年主任	委員	総務主任
委員	2学年主任	委員	養護教諭

別表2 防火担当責任者

101	せいに学級教室	特支学級主任	216	教育相談室	副校長
102	せいに学級職員室、個別指導室	特支学級主任 〃	217	印刷室	教務主任
			218	進路相談室	進路指導主任
103	美術室 〃 準備室	美術主任 〃	219	多目的室	3学年主任
			〃	教材室	社会科主任
104	保健室	養護教諭	220	職員更衣室	副校長
105	図書室	図書主任	221	和室	副校長
106	音楽室 〃 準備室	音楽主任 〃	222	更衣室	体育主任
			223	更衣室	体育主任
107	木工室 〃 準備室	技術主任 〃	224	管理室	体育主任
				2階トイレ	清掃担当
108	金工室・準備室	技術主任	体育館	体育館2階	体育主任
109	パソコン室	技術主任	301	区文化財係	担当係長
	主事室	用務主事	302	区文化財係	〃
110	教材室	用務主事	303	区文化財係	〃
111	焼成室	美術主任	304	区文化財係	〃
112	備蓄物資倉庫	副校長	317	区文化財係	〃
113	体育用品等倉庫	体育主任	305	介助員室	副校長

剣道場	体育館 1階 (サフアリーナ)	体育主任	3 0 6	1年C組教室	学級担任
柔道場					
給食室	給食室	栄養士 (委託業者主任)	3 0 7	1年B組教室	学級担任
	1階トイレ	清掃担当	3 0 8	1年A組教室	学級担任
201	区文化財係	担当係長	3 0 9	2年B組教室	学級担任
202	区文化財係	"	3 1 0	2年A組教室	学級担任
203	区文化財係	"	3 1 1	英語科教室	英語科主任
204	区文化財係	"	3 1 2	更衣室	体育主任
226	区文化財係	"	3 1 3	レインボーホール	副校長
205	生徒会室	生徒会担当	3 1 4	第1理科室 " 準備室	理科主任 "
205	更衣室	生徒会担当	3 1 5	第2理科室	理科主任
206	数学科教室	数学科主任	3 1 6	PTA室	副校長
207	3年B組教室	学級担任		3階トイレ	清掃担当
208	3年A組教室	学級担任	体育館	体育館3階	体育主任
209	会議室	教務主任	"	" 倉庫	体育主任
210	放送室	放送担当	"	" 放送室	放送担当
211	職員室	副校長	プール	4階プール	体育主任
212	校長室	副校長	"	4階更衣室	体育主任
213	事務室	事務主任	"	4階シャワー室	体育主任
214	調理室・準備室	家庭主任	"	4階トイレ	体育主任
215	被服室・準備	家庭主任	"	4階機械室	体育主任

別表 3 自主点検検査班編成表

種 別			有 資 格 者 ・ 実 施 者	
自主点検 副校長	消 火 器		消防設備士（第1種消防設備点検資格者）	
	屋内消火栓			
	消 火 用 水			
	自動火災報知設備		消防設備士（第2種消防設備点検資格者）	
	非常警報設備、器具			
	避 難 器 具			
	誘 導 灯			
自主検査 副校長	誘 導 標 識			
	建築物全般		副校長	
			各主事	
			各学級担任	
			各教科主任及び分掌主任	
	火氣使用 設備器具		各教室管理担当者及び各清掃担当者	
			各学級担任	
			各教科担当	
			ガス関係 安全係・各学級担任・各教科担当	
			各主事	
	危 險 物 施 設		理科主任	
	電気設備		変電室 副校長、担当主事	
			配電施設 技術科主任、担当主事	
			その他電気関係 各学級担任、担当主事	

別表 4 自衛消防組織編成表

自衛消防隊長（学校長）

副隊長（副校長）

係名	担当	火災時の任務概要	地震時の任務概要
指揮係	生活指導主任	1. 自衛消防隊の指揮 及び隊長・副隊長の補佐	左に同じ
通報連絡係	教務主任	1. 消防機関への通報 2. 校内への報知 及び 避難状況等の把握 3. 関係機関に連絡対応	1. 出火防止の呼びかけ 2. 情報収集体制の早期確立
避難誘導係	生活指導担当	1. 生徒の安全な避難誘導とその管理 2. 避難後の人員点呼等で異常の有無の確認・報告 3. 消防隊到着時の生徒の事故防止	1. 生徒の安全措置及び避難誘導 2. 出口の確保 3. 火気使用器具の始末
防護安全係	生活指導担当	1. 使用中の電気・ガス、危険物等の安全措置	1. 左に同じ 2. 非常口等の確保
救助係	1階1学年担当 2階3学年担当 3階2学年担当 4階体育担当	1. 避難終了後の人員の確認 2. 残留者の救出 3. 要救助者の救助 4. 防火戸の閉鎖	左に同じ
初期消火係	・ 教務担当 ・ 発見者 ・ 現場近くの職員	1. 初期消火 被害を最小限にくいとめるため消防隊到着まで、消火器と消防ホースで消火にあたる	左に同じ
応急救護係	養護教員 保健給食担当	1. 負傷者の応急処置 2. 救護装備を校庭に搬出	左に同じ
搬出係	教務担当 事務担当	1. 非常持ち出し表示のものを搬出・運搬 2. 防災装備品を校庭に搬出・管理	左に同じ

# 令和6年度安全指導年間計画

日程／担当	時程	実施計画	内容
4月22日（月） 田中	学活	担任による講話	・登下校の安全について
5月7日（火） 北村	学活	担任による講話	・交通安全について
6月3日（月） 上埜	学活	担任による講話	・熱中症予防について
7月8日（月） 田中	学活	担任による講話	・不審者対応について
9月17日（月） 北村	学活	担任による講話	・台風、水害について
10月7日（月） 上埜	学活	担任による講話	・SNSの犯罪について
11月25日（月） 田中	学活	担任による講話	・災害時の安否確認について
12月9日（月） 北村	学活	担任による講話	・夜間行動について
1月20日（月） 上埜	学活	担任による講話	・携帯電話。スマートフォンの使用について
2月10日（月） 田中	学活	担任による講話	・地震発生時の行動について
3月10日（月） 北村	学活	担任による講話	・AEDの使い方について

## 令和5年度避難訓練年間計画

日 程／担 当	時 程	実施計画	内 容
4月10日（水） 上埜	終学活	基本行動の確認	・火災、地震、津波、台風時の避難経路の確認
5月22日（水） 上埜	終学活	地震の一時避難 校庭避難	・一時的な安全確保の方法と校庭への避難の仕方を身につける。
6月21日（金） 田中	定期考查 終了後	地震訓練 二次避難 地域班確認	・震度5弱以下の関東直下型地震 ・机の下にもぐる ・校庭に避難し、地域班に並べかえる ・地域班名簿の作成と伝達
7月16日（火） 北村	6校時 (道徳)	不審者対応	・教室に机といすでバリケードを作る
9月2日（月） 始業式 上埜	終学活	地震訓練 二次避難 地域班下校	・震度5弱以下の関東直下型地震 ・机の下にもぐる ・校庭に避難し、地域班での下校
10月4日（金） 田中	終学活	地震 台風訓練 二次避難	・東京直下型地震・大雨（台風）時 ・机の下にもぐる ・体育館に避難
11月15日（金） 第3回定期考查 北村	定期考查 終了後	火災訓練	・定期考查終了後、学年ごとに防災訓練 (起震車、消火器、煙体験)
12月20日（金） 上埜	昼休み	火災訓練 二次避難	・昼休みに美術室より出火 ・西階段使用不可 ・各自校庭避難、安全確認
1月17日（金） 田中	終学活	地震訓練 二次避難	・校庭液状化により避難不可のため、 けやき広場に避難
2月15日（土） 北村			
3月5日（水） 上埜	6時間目 終わり 15分	地震訓練 二次避難	・東京直下型地震 ・教科授業で担当の先生が校庭まで誘導 ・校庭に避難